

教職課程に係る

自己点検・評価報告書

(令和5年度)

目次

本報告書について	2
本学の教職課程に係る自己点検・評価の実施要領	3
自己点検・評価結果	
基準1 教育理念・学修目標	5
基準2 授業科目・教育課程の編成実施	6
基準3 学修成果の把握・可視化	9
基準4 教職員組織	10
基準5 情報公表	12
基準6 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	13
基準7 関係機関等との連携	15

本報告書について

本学は、いわゆる「開放制教員養成制度」のもと、学士課程では 6 学部 13 学科、大学院博士前期課程では 3 研究科 9 専攻において、それぞれの専門分野と関連が深い免許教科に係る教職課程を設置し、中学校および高等学校の教員養成を行っています。

各学位課程においては、本学園の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」を踏まえ、それぞれの目的に応じた教育を展開しているところですが、教職課程においても同様に「偉大なる平凡人たれ」を全学の共通理念とした上で、以下の 4 点の目標を念頭に置いた教員養成教育を行っています。

- (1) 生徒に対して深い親愛の情を持ち、努力を惜しまぬ教育的情熱に満ちた教員を養成する。
- (2) 生徒や他の教員とのコミュニケーションを大切に、つねに開かれた心を持った教員を養成する。
- (3) 自己陶冶に努め、絶えず自らの専門的知識・技能を高める意欲を抱いた教員を養成する。
- (4) 知・徳・体のバランスのとれた人間性豊かな教員を養成する。

このような全学共通の理念・目標のもと、本学では、教職課程を設置する学科・専攻がそれぞれの「教員養成の理念・構想」を定めた上で教職課程を編成・実施し、それを「教職課程委員会」や「全学教育機構教職教育センター」といった教職課程に係る全学組織が支援・統括するという体制で教職課程を運用しています。

こうした組織体制は、本学の教員養成の質保証に一定の役割を果たしてきたところですが、Society5.0 やポストコロナといった将来の予測が困難な時代における児童・生徒の新たな学びに適切に対応するため、本学の教員養成についてもさらなる質向上を図っていくことが必要との観点から、令和 4 年度より、先述の「教職課程委員会」が中心となって、教職課程に関する自己点検・評価を実施しております。

本報告書は、令和 5 年度における本学の教職課程の状況について自己点検・評価をした結果をとりまとめたものです。これを広く社会に公表することで、本学の教職課程のより一層の質向上に努めてまいり所存です。ご高覧の上、本学の教職課程についてご理解・ご支援賜れますと幸いです。

令和 6 年 4 月
大阪産業大学 全学教育機構長
同 教職課程委員会委員長
張 替 俊 夫

本学の教職課程に係る自己点検・評価の実施要領

(実施間隔)

- ・継続性を担保するため、毎年度の実施を原則とする。

(実施単位)

- ・効率的な実施を図るため、大学全体を実施単位とする。

(実施体制)

- ・教職課程委員会と教職教育センターの両組織を活用して実施する。
- ・点検・評価の実施主体は教職課程委員会とする。
- ・点検・評価に係る情報収集、資料作成は教職教育センターが行う。

(実施手順)

- ・教職課程委員会は、毎年度初め(4月)の委員会において、当該年度の「点検・評価項目」と、項目ごとの「点検・評価実施月」を審議し、決定する。
- ・教職教育センターは、各点検・評価項目について、実施月に応じて情報収集・資料作成を行い、当該月の教職課程委員会に審議事項として上程する(5月～翌年2月)。
- ・教職課程委員会は、各月の教職課程委員会において、審議事項として点検・評価を行い、その結果を当該月の教授会、研究科委員会に報告する(5月～翌年2月)。
- ・教職課程委員会は、毎年度末(3月)の教職課程委員会において、審議事項として、基準(大項目)ごとの総評を行う。

(点検・評価項目等)

- ・プロトタイプとして、文科省設置の「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」により示された「自己点検・評価の観点」を参考に、別添3のとおり、基準(大項目)、点検・評価項目(小項目)、評価の視点、点検・評価の実施月を設定する。
- ・これらは今後、毎年度初めに見直しを行う。

(点検・評価方法)

- ・点検・評価項目(小項目)ごとに、客観的な資料やデータを用いて現状を点検した上で、充足状況を評定する。
- ・評定は、S～Cの4段階で行う(下表参照)。

評価	充足状況
S	極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
A	良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
B	軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

(結果の公表)

- ・毎年度の点検・評価結果は、翌年度の初めに教職教育センターが「自己点検・評価報告書(教職課程)」としてとりまとめ、教職課程の Web サイトの情報公表ページに掲載する。

(結果の活用)

- ・点検・評価結果を教職課程の改善に活用するため、教職課程委員会委員長は、「自己点検・評価報告書(教職課程)」を内部質保証推進委員会に提出し、学長によるマネジメントを求める。

以上

令和4年4月26日 機関決定

基準1 教育理念・学修目標

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評定 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
1-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況 (学科/専攻レベル)	・具体的かつ明確な形で設定されているか	5月	B (B)	令和3年度以前の課程認定申請に係る手続きにおいては、「教員養成の理念と構想」を策定することが求められていた。それを踏まえ、本学では現在、すべての学科・専攻において、「教員養成の理念と構想」を設定しており、その中で、教員養成に係る目標や計画を掲げている(資料1-1-①※)。	それぞれが概ね具体的かつ明確に設定されているものの、学科・専攻によっては、養成したい教員像が不明瞭なものや、具体的な計画が記載されていないものもあり、必ずしも十分であるとはいえない。また、近年の課程認定申請においては、「教員養成の理念と構想」に代わって「教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画」の策定が求められるとともに、法令によって、それを公表するよう義務付けられていることから、今後は、「教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画」として、全面的に見直しを行う必要がある。
1-2 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス (学科/専攻レベル)	・学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか	5月	C (C)	教員養成の理念・構想は、各学科・専攻の教育研究上の目的に照らして設定しており、学生や採用権者の意見を聴くというプロセスは踏んでいない。また、大阪府が策定した「教員等育成指標」(OSAKA教職スタンダード)も考慮していない。	大学が「教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を策定するにあたっては、教員の任用権者である教育委員会が示す教員養成ビジョンを適切に踏まえる必要がある。特に、大阪府に所在する本学にとっては、大阪府教育委員会が策定する「教員等育成指標」(OSAKA教職スタンダード)が重要なものとなる。そこで、点検・評価項目1-1に係る改善を行う際、OSAKA教職スタンダードの内容を確認した上で、各学科・専攻に対し、それぞれの「教員養成の目標と当該計画を達成するための計画」に反映するよう求める。また、学生や教育委員会に定期的に意見聴取を行い、その結果を学科・専攻に提供することで、考慮を求める。
1-3 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況 (学科/専攻レベル)	・一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果(以下「学修成果」という)や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか	5月	C (C)	これまで、見直しは行っておらず、改組により課程認定申請を行う場合に限り、教員養成の理念・構想を再設定してきたのみである。	「教員養成の目標と当該計画を達成するための計画」は、学生の学修成果の達成状況や、社会情勢・教育環境の変化などを考慮し、適宜見直す必要がある。そこで、学科・専攻により、適切に見直しが行われるための仕組みを確立する。たとえば、カリキュラム改正時に内部質保証推進委員会および教務課に提出すべき資料として「教員の養成の目標及び当該計画を達成するための計画」の改定案を新たに追加することなどが考えられる。

(※) 紙面の都合により掲載資料の掲載は割愛します。

(評定の解説)

S: 極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A: 良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B: 軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C: 重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準1 総評(期末における状況、次期に向けた改善の方向性等)

「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」は、学位課程におけるディプロマ・ポリシー(学位授与方針)とカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)に相当し、教職課程の質保証の起点となるものである。そのため、課程ごとに明確な「学修教育目標」を設定した上で、それを踏まえた教職課程の編成方針を示す必要がある。また、その策定にあたっては、各自治体が定める教員育成指標や学生、学校現場等の意見を取り入れていくことも必要である。

本項目の点検・評価を実施した5月時点では十分な取り組み状況とはいえなかったが、9月の教職課程委員会では全学的な改善の方向性を示し、11月には大学全体レベルの「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」案を示すことができた。特に、「教員の養成の目標」部分においては、文部科学大臣指針や大阪府教育委員会の教員育成指標を参照しつつ、事後に定量的な評価が可能となるような学修教育目標を設定している。学科レベルの改善は今後順次行っていく予定であるが、令和7年度に改組設置予定の情報デザイン学部情報システム学科、建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科、システム工学部システム工学科については、9月の教職課程委員会でも示した改善の方向性に沿って「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を策定済である。

基準2 授業科目・教育課程の編成実施

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評定 (○は昨年度)	現状	課題と改善の方向性
2-1 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況(大学全体レベル)	・複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか	11月	A (A)	経営学部商学科が、中一種免(社会)の課程において、国際学科の「アジア近現代史」を開設している一例のみであるが、他学科の強み、特色を生かした授業開設を行っているといえる。	特になし。
2-2 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況(大学全体レベル)	・ICT(情報通信技術)環境(オンライン授業含む)、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか	6月	A (A)	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備、図書等の整備状況は、資料2-2-①～③(※)に示すとおりである。整備すべき量的・質的水準について、法令等では規定されていないが、近年本学が行った教職課程認定申請においては、施設・設備、図書等の整備状況について、特段の指摘を受けていないことから、一定の水準を満たしているものと判断することができる。	特になし。
2-3 教育課程の体系性(学科/専攻レベル)	・法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか ・教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか	11月	B (B)	教育職員免許法第3条および第4条の定めに基づき、各学科において、中一種免および高一種免の法定事項を満たす教職課程の編成を行っている。また、国際学科においては、国が定める「コアカリキュラム」に則り、中一種免(英語)および高一種免(英語)の教職課程を適切に編成している。ただし、各教職課程と、「教員養成の目標および当該計画を達成するための計画」との対応関係は、必ずしも明確といえないため、現在改善のための取り組みを進めているところである。 なお、学位課程における教職課程の科目とそれ以外の科目の関連性については、各学科が学位課程において作成している「履修系統図」によって確認することができ、適切に確保が図られているといえる。	教職課程のカリキュラムの体系性を担保するため、教職課程版カリキュラムマップを作成することとした。 11月の教職課程委員会では、教職教育センターから「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」の改定案とともに、教職専門科目に関するカリキュラムマップを提示した。 今後は、学科・専攻ごとに教科専門部分に関するカリキュラムマップの作成に取り組む予定である。
2-4 ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性(学科/専攻レベル)	・例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか ・到達目標や学修量が適切な水準となっているか	11月	B (B)	「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第35号)」に則り、令和4年度から、ICT活用指導力の育成を踏まえた新カリキュラムを施行した。 文部科学省から示されている「教員のICT活用指導力チェックリスト」に照らせば、現段階で十分な内容にはなっていないが、昨年度より対応が進んでおり、新カリキュラムの完成年度(令和7年度)までには、法令ならびに国が定める「コアカリキュラム」に則り、ICT活用指導力の育成について最低限必要な内容を含んだ授業科目を適切に開設することとしている(資料2-4-①※)。	文部科学省から示されている「教員のICT活用指導力チェックリスト」に照らして体系性を確認しながら、新カリキュラムの完成年度(令和7年度)までに、ICT活用指導力の育成について最低限必要な内容を含んだ授業科目を開設する。 ただし、法定事項ならびに国が定める「コアカリキュラム」の内容だけでは、「教員のICT活用指導力チェックリスト」のすべての内容を満たすことができない点に留意が必要である。

<p>2-5 いわゆるキャップ制の設定状況 (学科/専攻レベル)</p>	<p>・1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか</p>	<p>11月</p>	<p>A (B)</p>	<p>キャップ制により、1年間に履修申請可能な単位数は、すべての学科において、48単位以下に設定されているが、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）および「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目は、キャップ制の対象外としている学科が大半のため、教職課程を履修する学生のうち、特に1年次および2年次の学生の多くは、年間48単位を超えて履修している。ただし、教職課程を履修している学生は、教職課程を履修していない学生よりも全体的に成績が良い傾向が窺えるため、大きな問題は生じていないと判断できる（資料2-5-①※）。</p> <p>なお、デザイン工学部環境理工学科および工学部電子情報通信工学科においては、「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目の一部を学位課程に取り込んだ上で、キャップ制の対象としており、教職課程を履修する学生に対し、一定の配慮をしている。</p>	<p>特になし。</p>
<p>2-6 教育課程の充実・見直しの状況 (学科/専攻レベル)</p>	<p>・学生の学修成果、自己点検・評価結果、学生調査（アンケート等）結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか</p>	<p>11月</p>	<p>B (C)</p>	<p>学生の学修成果を図る指標や基準を明確化できていないことから、現状においては、適切な見直しを実施できていないが、本年度より、改善に向けて具体的な取り組みを進めているところである。</p>	<p>これに関わる取り組みを進めるため、教職課程版の全学アセスメントプランを作成するとともに、全学および学科・専攻ごとの「学修成果を明らかにするための情報」を設定することとしている。</p> <p>11月の教職課程委員会では、教職教育センターから、教職課程版の全学アセスメントプランと、教職専門科目部分に係る「学修成果を明らかにするための情報（アセスメントマップ）」を提示した。</p> <p>今後は、学科・専攻ごとに教科専門部分に関するカリキュラムマップの作成に取り組む予定である。</p>
<p>2-7 個々の授業科目の到達目標の設定状況 (授業科目レベル)</p>	<p>・法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか</p>	<p>12月</p>	<p>B (B)</p>	<p>2023年度のシラバスでは、教職専門ならびに教科専門のうち英語の教科に関する各授業科目においては、一部の授業科目を除き、国が示す「コアカリキュラム」に即して、到達目標が適切に設定されている（資料2-7-①※）。また、「コアカリキュラム」が設定されていない法定事項に係る授業科目（英語以外の教科専門）については、そのほとんどが、教育職員免許法施行規則の定めにも照らして、適切な到達目標が設定されている（資料2-7-①※）。ただし、商業（高一種免）および工業（高一種免）の課程で開設している授業科目については、「一般的・包括的な内容」であるかどうかという観点からは、必ずしも十分な到達目標が設定されているとはいえない（資料2-7-①※）。</p>	<p>高等学校の商業および工業の「教科」は、その下にある多くの「科目」から構成されている。両教科の教職課程においては、学生がそれらの科目の内容を広く学ぶことができよう、必修・選択必修等の区分を適切に設定する必要があるが、現状においてはそれが十分とはいえない。専門分野上、対応に限界があることも踏まえつつ、今後の各学科のカリキュラム改正のタイミングに乗り、段階的に改善していく必要がある。</p>

2-8 シラバスの作成状況（授業科目レベル）	・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか等	12月	B (B)	教員養成の目標・計画と授業科目の関係については、本学がいわゆる「開放制」により教員養成を行う大学であることに鑑み、あえてシラバスには明示していない。 到達目標や授業内容に関しては、2-7でも述べたように、概ね適切に記載されているといえる（資料2-7-①※）。 授業方法に関しては、「コアカリキュラム」や法定事項により想定される方法に照らして、概ね適切に記載されているといえるが、アクティブ・ラーニング等の新たな教育手法については、特に講義科目において導入が進んでおらず、十分とはいえない（資料2-7-①※）。 事前・事後学修に関しては、ほとんどの授業科目で、具体的な内容と時間数が記載されている。ただし、設定された単位数に照らし、十分な事前・事後学修の時間が示されていない授業科目が多く見られる（資料2-7-①※）。	講義科目におけるアクティブラーニングの導入の推進や、単位の実質化は、高等教育全体の課題となっている。本学においても、内部質保証推進委員会を中心に、FD/SD等による改善のための取り組みが進められている。
2-9 アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況（授業科目レベル）	・授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか	12月	B (B)	2-8でも述べたように、アクティブ・ラーニング等の手法の導入が、特に教科専門の講義科目で進んでいない。	同上
2-10 個々の授業科目の見直しの状況（授業科目レベル）	・学生の学修成果、自己点検・評価結果、学生調査（アンケート等）結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか	12月	B (B)	個々の授業科目の見直しは、成績評価結果や、「授業改善のためのアンケート」（ただし、教職課程に特化したものではない）結果等の活用により、各教員レベルで行われている。 また、2-8の点検・評価結果を、教授会を通じてフィードバックすることで、授業科目の改善に繋げている。	個々の授業科目の見直しは、基本的に各教員に委ねており、組織的な取り組みとしては十分であるとはいえない。今後は、成績評価の分布状況や、授業改善アンケート結果などの情報を活用してFDを実施するなど、組織的な取り組みが必要である。
2-11 教職実践演習及び教育実習等の実施状況（授業科目レベル）	教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか	12月	A (B)	教職実践演習は、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」に則り、適切な教員組織、配当年次、授業方法により実施している。 教育実習は、「教職課程認定基準」の定めにより、大学の主体的関与の下、概ね適切に実施している。 また、過去に教育実習先で問題を起こした学生や、問題に巻き込まれた学生がいたことから、それらを未然に防ぐため、ガイダンスの充実や対応マニュアルの整備等、様々な措置を講じている。	教職実践演習については、「教職実践演習の実施にあたっての留意事項」が令和3年8月4日付で改定されたことを踏まえ、令和7年度までには、ICTを活用した授業方法の導入を検討する必要がある。

(※) 紙面の都合により根拠資料の掲載は割愛します。

(評定の解説)

- S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
- A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
- B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準2 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況については、概ね適切な水準にあるといえる。

各学科における教職課程は、法令や国が定めるコアカリキュラムに照らして概ね適切に編成されているといえることができるものの、「教員養成の目標および当該計画を達成するための計画」との対応関係が明確とはいえないため、今後、カリキュラムマップの作成等を通じて体系的な教育課程の編成に努める予定である。さらに、体系的な教育課程を編成するにあたっては、ICT活用指導力を養成するための授業科目群を整備していくことも併せて求められる。これについては、令和4年度施行の新法令に基づいて段階的に対応を進めており、令和7年度に完了予定である。

教職課程の実施にあたっては、学生の学修成果等の情報を用いて客観的に自己検証したうえでその後の改善につなげていくことが求められる。そのためには、課程ごとに、「学修教育目標」の達成状況を把握・評価するための“指標”と“基準”を明確にしておく必要がある。これについて、11月の教職課程委員会では、大学全体レベルの「教職課程アセスメントマップ」を提示し、今後各学科レベルでも同じものを作成していく方針を示したところである。

各教職課程におけるそれぞれの授業科目については、法令や国が定めるコアカリキュラムに則して概ね適切な到達目標が設定され、そのうえでシラバスが作成されている。ただし、講義科目におけるアクティブ・ラーニングの実施状況など課題も散見される。授業科目の見直しは、学期ごとに行う「授業改善のためのアンケート」などにより、教員それぞれに委ねているところであるが、FD活動等による組織的な取り組みを展開していくことも必要である。

基準3 学修成果の把握・可視化

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評定 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
3-1 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況（大学全体レベル）	・成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか	1月	A (A)	本学は、「大阪産業大学 成績評価基準のガイドライン」を定め、Webで公表している（資料3-1 ※）。その中で、成績評価基準に基づく評語と、到達目標の達成水準の関係を示す簡易なルーブリックを掲載しており、概ね適切な状況であるといえる。	特になし。
3-2 成績評価に関する共通理解の構築（学科／専攻レベル）	・同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか	1月	B (B)	同一授業科目を複数のクラスに分けて開講する場合は、シラバスを共通化するなどの工夫により、共通の基準で評価が行われるよう配慮している。なお、「教育実習2」については、学年末の成績評価時期に、教育実習科目の担当教員が集まって評価会議を行い、そこでの意見交換や実習校からの評価結果などを踏まえ、適切な評価となるよう配慮している。ただし、厳格かつ客観的な成績評価を行うために、たとえば、共通のルーブリックを用いる、などといった具体的な取り組みは、全学的に進んでおらず、課題となっている。	成績評価の客観性・厳格性の確保は、教職課程のみならず、学位課程も含め、本学全体の重要課題となっているため、FDの実施等により改善に取り組んでいく必要がある。
3-3 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況（学科／専攻レベル）	・教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか ・教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか	1月	B (C)	「教員の養成の目標」の達成状況を明らかにするための情報を、学科・専攻ごとに、具体的に設定することができていない。	現状では、各学科・専攻の「教員の養成の目標」において、「学修教育目標」が必ずしも明確に設定されていない。ただし、本年度に入ってから、改善のための具体的な取り組みを進めているところである。
3-4 成績評価の状況（授業科目レベル）	・各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか ・公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか	1月	B (B)	各授業科目のシラバスにおける「成績評価基準・方法」欄では、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」の3領域について、どのような割合で、どのような方法で評価するのか、ということを示している。それに基づき、各授業担当教員が、厳格に成績評価を行っている。ただし、各授業科目の到達目標に照らし、定量的又は定性的な達成水準が明らかにされているかどうかという点については、現状において、必ずしも十分とはいえない。	各授業科目においては、到達目標に照らした定量的又は定性的な達成水準があらかじめ学生に明らかにされた上で、厳格な成績評価が行われる必要がある。特に、定期試験を実施しないような授業科目については、ルーブリックを活用することが有効であると考えられる。ルーブリックを大学独自に開発することや、本学が利用しているLMSの「Webclass」に搭載されているルーブリック機能の活用を促すことなどの対応が考えられる。

(※) 紙面の都合により掲載資料の掲載は割愛します。

(評定の解説)

- S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
- A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
- B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準3 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

成績評価に関する全学的な基準に関しては、「大阪産業大学 成績評価基準のガイドライン」を策定・公表している。その上で、各授業科目における成績評価は、各教員がシラバスに示す基準に基づいて適切に行っている。ただし、各授業科目の到達目標に照らし、定量的又は定性的な達成水準が明らかとされているかという点が、現状において必ずしも十分とはいえないことから、FDによって組織的な改善を図っていくこととしている。

教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況については、基準1・2でも述べたように、本年に入って改善を進めており、大学全体レベルに関しては「教職課程アセスメントマップ」案を作成し、教職課程委員会で提示済である。

基準4 教職員組織

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
4-1 教員の配置の状況(学科/専攻レベル)	・教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)で定められた必要専任教員数を充足しているか	2月	B (B)	「教科に関する専門的事項」に係る必要専任教員数は、すべての課程において充足している(資料4-1-①,4-1-②※)。ただし、教員数に十分な余裕がなかったり、法令区分に対する教員配置に偏りがあるなど、課題を抱える課程も散見される。	「教科に関する専門的事項」については、今後の急な退職者等に備え、各課程において、最低でも1名以上余裕を持った状態で教員組織を編制することが望ましい。また、学科の目的と免許教科の相当関係を確保するため、各法令区分に対し、偏りなく教員配置を行うことも重要である。
4-2 教員の業績等(学科/専攻レベル)	・担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況	2月	C (C)	昨年度のような全体的な検証は行っていないが、令和7年度設置に係る教職課程認定申請の準備段階において、担当教員の研究業績が十分に確保できず、教職課程への科目開設を見送った事例が多く生じたことから、適切な状況にあるといえず、昨年度と同様の評価とした。	教職課程の授業科目を担当する教員は「教職課程認定基準」において、「学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない」と定められているため、各教員はこれを理解して業績を確保するよう努める必要がある。また、学長、学部長等によるマネジメントも重要である。
4-3 職員の配置状況(大学全体レベル)	・教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか	2月	A (A)	平成29年度に、全学教育機構事務室の分室として、教職教育センター事務室を設置した。同事務室は現在、管理職1名、監督職1名、一般職1名の体制で、学生の免許取得支援、学科・専攻のカリキュラム編成支援、対行政機関手続き等、教職課程運営に関する業務を執り行っている。	特になし。
4-4 FD・SDの実施状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)	・いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか ・適切な内容が実施できているか ・実際に参加が確保できているか	9月	B (B)	全学FD・SDや、学部・研究科ごとのFDは毎年実施しているものの、教職課程に特化した形でのFD・SDは実施していない。 なお、令和5年度においては、学位課程におけるFDの中で、教職課程の要素を含んだFDを実施した。具体的には、令和5年8月31日に実施した全学FD研修において、「授業改善のためのアンケート」結果に基づく顕彰を受けた複数の教員による事例紹介を行ったが、そのうちの1名が教職専門科目を担当する教員であったことから、当該教員には教職課程の授業運営という観点から事例紹介を行うよう依頼した(資料4-4-①※)。	本学は、いわゆる「開放制の原則」に基づく教員養成を行う大学であることから、教職課程に特化したFDの実施はやや困難である。そこで、当分のあいだは、左記のように、学位課程におけるFDの中に教職の要素を取り入れていくこととしたい。
4-5 授業評価アンケートの実施状況(授業科目レベル)	・個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか	9月	A (A)	教職課程に特化したものではないが、すでに「授業改善のためのアンケート」を全学的に実施している。アンケートは、学生の学習状況や理解度、授業への満足度などを全般的に確認できる内容となっており、教職FDにも活用し得るものとなっている。 実際に、令和5年度には、「授業改善のためのアンケート」結果を活用した全学FD研修において、教職課程の内容も含んだFDを実施することができた(資料4-4-①※)。	特になし。

(※) 紙面の都合により掲載資料の掲載は割愛します。

(評価の解説)

- S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
- A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
- B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準4 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教員の配置状況については、「教職課程認定基準」に照らし、課程ごとに必要な専任教員数を確保することはできている。ただし、教科専門科目の専任教員については、急な退職者等に備え、余裕のある教員配置に留意する必要がある。

教員の研究業績等については、令和7年度改組設置に関わる教職課程認定申請の準備段階において、必要となる研究業績が確保できない教員が散見されたため、今後、教員個々の対応や、学長・学部長等によるマネジメントが必要である。

授業評価アンケートやFD・SDについては、学位課程の質保証を念頭に実施しているところであるが、今後は教職課程に特化したFD・SDの実施も検討していく必要がある。

基準5 情報公表

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
5-1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況(大学全体レベル)	・法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか	6月	A (A)	学校教育法施行規則第172条の2に定められた情報については、適切に公表している (https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/index.html)。ただし、本学は教員養成を主たる目的としている大学ではないため、ここでは、教職課程に関する特別な情報は掲載していない。 一方、教育職員免許法施行規則第22条の6に定める情報に関しては、法令等の趣旨を踏まえるとともに、社会に対してわかりやすい情報となるよう配慮した上で、適切に公表している（資料5-1※、 https://www.osaka-sandai.ac.jp/campuslife/teacher_course/idea.html ）。また、公表が義務化された平成27年4月以降、毎年度最新の情報に更新している。	教育職員免許法施行規則第22条の6に定めにより公表すべき情報のうち、「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること」に関しては、現在、「教員養成の理念・構想」というかたちでの公表となっている。なお、これに関しては、基準1の点検・評価項目1-1に係る改善が実現することで解消される。
5-2 学修成果に関する情報公表の状況（大学全体レベル）	・大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか	6月	B (B)	教職課程に係る学修成果・教育成果に関する情報については、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、「教員免許状取得状況」と「教員への就職状況」に関する情報を公表している。本学は、これを過去数年分公表することで、経年比較をしながら確認することができるよう配慮している。 また、学修成果・教育成果を保証するための条件に係る情報として、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、「教員養成に係る教育の質の向上に係る取組」を公表している。これにより、教職課程（カリキュラム）内外における学生指導の詳細を明らかにしている。	左記により、一定の情報を公表しているとはいえるものの、大学全体ならびに各学科においては、「求める教員像」とそれを実現するために育成する具体的な知識・能力等（学修目標・教育目標）が必ずしも明確に設定されていないため、今後は、その点を整理した上で、学修目標・教育目標に照らした学修成果・教育成果の達成状況を評価し、その情報を公表していく必要がある。
5-3 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況（大学全体レベル）	・根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか	6月	A (C)	本学は、令和4年度から教職課程に係る自己点検・評価を実施している。その結果は、自己点検・評価報告書としてとりまとめ、ウェブサイトで公表している (https://www.osaka-sandai.ac.jp/campuslife/teacher_course/idea.html)。	特になし。

(※) 紙面の都合により根拠資料の掲載は割愛します。

(評定の解説)

- S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
- A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
- B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準5 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教職課程に関する情報公表は、法令に基づき適切に実施している。その際、社会に対してもわかりやすい情報となるよう配慮している。
また、令和4年度から新たに義務化された自己点検・評価結果の公表についても、本年度から対応している。
今後に向けては、教職課程における大学の教育成果や学生の学修成果に関する情報等を積極的に公表していくことが課題である。

基準6 教職指導(学生の受け入れ・学生支援)

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
6-1 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができていますか ・教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 	7月	B (B)	<p>本学の教職課程に関する情報は、ウェブサイトや大学案内等に掲載しており、受験生は事前に確認することができます。また、オープンキャンパスでも、受験生から相談があれば、教職教育センターの教員が対応している。</p> <p>さらに、学生の入学直後には、教職オリエンテーションを実施し、教職課程に関する全般的な説明を行っている。</p> <p>以上のほか、一部の学科では、独自のオリエンテーションを行い、積極的に教職課程履修者の確保に努めている。</p> <p>これらにより、本学に入学してくる約2,000名の学生のうち、毎年約200～300名が、1年次から教職課程の履修を開始する。</p>	1年次に教職課程の履修を開始する約200～300名の学生のうち、最終的に教員免許状を取得する学生は、例年100名足らずとなっているが、本学は開放制の教員養成大学であるため、途中から学位課程の学習に専念する者や、教員以外の進路を選択する者が多く、やむを得ない数字である。
6-2 学生に対する履修指導の実施状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか ・「履修カルテ」を適切に活用できているか 	7月	A (A)	<p>教職課程に関する履修指導を実施するための施設として、教職教育センター事務室を置いている。本事務室には、令和5年7月1日現在、3名の専任事務職員を配置している。本事務室には、中学校・高等学校の全教科の教科書のほか、教職課程関係の雑誌や書籍を置き、学生の閲覧に供している。</p> <p>さらに、教職課程を履修する学生の自習施設として、教職課程演習室を設置している。本演習室には、学校現場で使用されているような什器類や電子黒板を置くことで、学校現場に似た雰囲気を作り出し、学生が模擬授業を効果的に実施できるよう配慮している。</p> <p>また、学生が3年次前期から履修する「教育実習1」は、教職課程における担任制の機能も有しており、担当教員は「履修カルテ」も活用しながら学生への教職指導を行っている。</p> <p>加えて、各学年の履修指導ガイドンスや教育実習関係ガイドンスにおいては、教員と事務職員による教職協働体制で適切な履修指導を行っている。</p>	特になし。
6-3 学生に対する進路指導の実施状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 	7月	A (A)	<p>キャリアセンターと連携した求人情報および教員採用試験情報の周知、教員就職後のキャリアイメージ構築支援を目的とした本学出身現職教諭による講演、教員免許状取得見込み者全員への講師登録に関する基礎的情報の提供など、教職への入職に関する情報提供は年間を通じて適切に行われている。更に、学生アンケートでも多くの要望があった、教育ボランティア求人の情報提供および斡旋を行うことにより、教員就職へのミスマッチ防止に寄与している。</p> <p>また、一部の学科では、教職ゼミを設置し、教員採用試験対策や教育現場での教育体験を行うなど、学生の様々なニーズに応えるよう努めている。</p>	特になし。

<p>6-4 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」への対応状況(大学全体レベル)</p>	<p>・教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業、授業外の取組等において、学生の理解を深めるよう努めているか</p>	<p>7月</p>	<p>A (令和5年度 新設項目)</p>	<p>「教職入門」(1年次)の授業の中で、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下、性暴力等防止法)に関する内容を扱っている。また、教育実習の事前指導を行う「教育実習1」(3年次)の授業でも、同様の内容を扱っている。このほか、教育実習の直前に実施する「教育実習最終ガイダンス」(4年次)では、性暴力事案の入り口となりうるSNSの使用禁止について厳しく指導することで、学生の理解促進に努めている。</p>	<p>特になし。</p>
--	---	-----------	-------------------------------	--	--------------

(評定の解説)

S:極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A:良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B:軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C:重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準6 総評(期末における状況、次期に向けた改善の方向性等)

本学は、いわゆる「開放制」による教員養成を行う大学であるが、毎年多くの入学者が教職課程の履修を開始する。それらの学生に対する履修指導については、組織体制や施設・設備を整備したうえで適切に実施している。ただし、途中から学位課程の学習に専念する者や教員以外の進路を選択する者が多いため、教職課程の履修を開始した学生のうち、最終的に免許を取得するのは半分未満である。特に、4年次における教育実習と就職活動の期間重複が課題であることから、令和7年度以降の入学生から、カリキュラムに「学校体験活動」を開設し、優秀な学生に対しては当科目の履修を認めることで教育実習期間を短縮できるよう配慮することとしている。

教職への入職に関する支援は、教職教育センターがキャリアセンターとの連携により適切に実施している。また、教職教育センターにおいては、ボランティアに関する情報提供や斡旋を行うことで、独自のキャリア支援も展開している。

基準7 関係機関等との連携

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
7-1 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況（大学全体レベル）	・教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか	10月	C (C)	学校体験活動等に関して、教育委員会との連携はあるものの、教育課程や学生指導の充実につながるような取り組みには至っていない。	点検・評価項目1-1、1-2における問題解消のため、「教員養成の目標と当該計画を達成するための計画」の全面的な見直しを図ることとしている。その際、大阪府教育委員会が教員育成指標として定めている「OSAKA教職スタンダード（共通の指標）」の内容を参酌することで、地域の課題等を踏まえた教育課程の充実に繋げていく。
7-2 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況（大学全体レベル）	・教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか ・学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか	10月	A (A)	教育実習の実施にあたっては、教職教育センター事務局が窓口となり、実習校と連携・協力を図っている。教育実習中に問題等が生じた場合は、危機管理マニュアルに沿って迅速かつ適切に対処することができるよう、学内の体制を構築している。さらに、教育実習中は、教育実習担当教員（教職教育センター所属の専任教員、スポーツ健康学科においては当該学生の実践研究担当教員）が、教育実習期間中に実習校を訪問し、授業参観および実習校指導教諭を交えた面談による指導をおこなっている。 また、学校体験活動等に関しては、近年、大阪市、滋賀県、神戸市などの教育委員会と連携し、学生に活動の機会を提供している。	特になし。
7-3 学外の多様な人材の活用状況（大学全体レベル）	学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか	10月	A (A)	教職課程全体の振り返りを行う授業科目である「教職実践演習（中・高）」において、教育委員会担当者（現場経験者）から、授業への参画を得ている。これにより学生が教育現場の諸課題を具体的に理解し、考えを深めることができるよう配慮している。	特になし。

（評価の解説）

S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準7 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教育委員会との連携・交流は一定程度あるものの、それを教職課程や学生指導の充実に繋げるような取り組みは行えていないが、基準1で述べたように、大阪府教育委員会の教員育成指標を本学の「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」に取り入れることで、間接的にはあるが、教育委員会の考えを教職課程に反映させている。

一方、学校現場との連携・協力に関しては、教職教育センター事務局が窓口となり、教育実習や学校支援活動などを円滑に実施することができている。特に、基準6で述べた「学校体験活動」の実施にあたっては、地元大東市の教育委員会とこれまで以上に連携を深めていくことになる。